

景観形成地区

次に該当する行為は、市長への届出を必要とします。（添付図面は、大規模行為届出と同じです。）

行為の種類	届出対象規模
建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	<ul style="list-style-type: none"> 当該行為に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの
工作物の新設、増築、改築、移転又は外観の変更	<ul style="list-style-type: none"> さく、塀、擁壁その他これらに類するもので、高さが1.5mを超えるもの 記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽その他これらに類するもので、高さが5mを超えるもの 鉄筋コンクリート造、金属製又は合成樹脂製で、柱の高さが5mを超えるもの 電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物で、高さが10mを超えるもの 遊戯施設、製造施設、貯蔵施設等、立体駐車場、処理施設等で、高さが5m又は築造面積が10㎡を超えるもの
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> 高さが10mを超えるもの 伐採面積が500㎡を超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> 高さが1.5mを超えるもの 当該行為に係る部分の面積が100㎡を超えるもの
土石等の採取及び鉱物の掘採	<ul style="list-style-type: none"> 当該行為に係る部分の面積が500㎡を超えるもの 高さが1.5mを超えるのり面又は擁壁を生じるもの
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 当該行為に係る部分の面積が500㎡を超えるもの 高さが1.5mを超えるのり面又は擁壁を生じるもの
太陽光発電施設	<ul style="list-style-type: none"> 高さが1.5mまたは土地面積100㎡を超えるもの